

議案第 5 1 号

令和 8 年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 8 年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度会津坂下町下水道事業会計予算第 7 条で定めた一時借入金の限度額「85,000 千円」を「140,000 千円」に改める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

会津坂下町長 古 川 庄 平